

X i サービス ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																																						
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～25 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>26 ドコモ U I M カード</td> <td>X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ドコモ eSIM カード及び内蔵型 e S I M 以外のもの</td> </tr> <tr> <td>27 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>28 内蔵型 e S I M</td> <td>X i サービスの提供のために契約者に付与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができる領域 (ドコモ e S I M カードを除きます。) であって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの</td> </tr> <tr> <td>29～37 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章 X i サービスの種類等</p> <p>(X i サービスの種類)</p> <p>第 4 条 X i サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード若しくはドコモ e S I M カード又は当社が付与する内蔵型 e S I M (以下「ドコモ U I M カード等」といいます。)) を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの</td> </tr> <tr> <td>X i コピキタス</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与又は付与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> <tr> <td>X i 特定接続</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者 (当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者) に限り。の相互接続点との間の通信に限り提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1～25 (略)	(略)	26 ドコモ U I M カード	X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ドコモ eSIM カード及び内蔵型 e S I M 以外のもの	27 (略)	(略)	28 内蔵型 e S I M	X i サービスの提供のために契約者に付与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができる領域 (ドコモ e S I M カードを除きます。) であって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの	29～37 (略)	(略)	種 類	内 容	X i	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード若しくはドコモ e S I M カード又は当社が付与する内蔵型 e S I M (以下「ドコモ U I M カード等」といいます。)) を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの	X i コピキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与又は付与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供するもの	X i 特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者 (当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者) に限り。の相互接続点との間の通信に限り提供するもの	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">用 語</th> <th style="width: 80%;">用 語 の 意 味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～25 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>26 ドコモ U I M カード</td> <td>X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ドコモ eSIM カード以外のもの</td> </tr> <tr> <td>27 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>28～36 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章 X i サービスの種類等</p> <p>(X i サービスの種類)</p> <p>第 4 条 X i サービスには、次の種類があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード又はドコモ e S I M カード (以下「ドコモ U I M カード等」といいます。)) を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの</td> </tr> <tr> <td>X i コピキタス</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供するもの</td> </tr> <tr> <td>X i 特定接続</td> <td>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者 (当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者) に限り。の相互接続点との間の通信に限り提供するもの</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	用 語 の 意 味	1～25 (略)	(略)	26 ドコモ U I M カード	X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ドコモ eSIM カード以外のもの	27 (略)	(略)	28～36 (略)	(略)	種 類	内 容	X i	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード又はドコモ e S I M カード (以下「ドコモ U I M カード等」といいます。)) を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの	X i コピキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供するもの	X i 特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者 (当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者) に限り。の相互接続点との間の通信に限り提供するもの
用 語	用 語 の 意 味																																						
1～25 (略)	(略)																																						
26 ドコモ U I M カード	X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ドコモ eSIM カード及び内蔵型 e S I M 以外のもの																																						
27 (略)	(略)																																						
28 内蔵型 e S I M	X i サービスの提供のために契約者に付与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができる領域 (ドコモ e S I M カードを除きます。) であって、契約者識別番号等の情報を当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの																																						
29～37 (略)	(略)																																						
種 類	内 容																																						
X i	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード若しくはドコモ e S I M カード又は当社が付与する内蔵型 e S I M (以下「ドコモ U I M カード等」といいます。)) を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの																																						
X i コピキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与又は付与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供するもの																																						
X i 特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者 (当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者) に限り。の相互接続点との間の通信に限り提供するもの																																						
用 語	用 語 の 意 味																																						
1～25 (略)	(略)																																						
26 ドコモ U I M カード	X i サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ドコモ eSIM カード以外のもの																																						
27 (略)	(略)																																						
28～36 (略)	(略)																																						
種 類	内 容																																						
X i	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード又はドコモ e S I M カード (以下「ドコモ U I M カード等」といいます。)) を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、X i コピキタス又は X i 特定接続以外のもの																																						
X i コピキタス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供するもの																																						
X i 特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置 (当社が貸与するドコモ U I M カード等を装着したものに限り。との間に電気通信回線を設定して提供する X i サービスであって、契約の申込者が指定する 1 の協定事業者 (当社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者) に限り。の相互接続点との間の通信に限り提供するもの																																						

第5条 (略)

第3章～第5章 (略)

第6章 ドコモUIMカードの貸与等
第1節 ドコモUIMカードの貸与等

(ドコモUIMカード等の貸与等)

- 第29条 当社は、契約者からの請求によりドコモUIMカード等を貸与又は付与します。この場合において、貸与又は付与するドコモUIMカード等の数は、1のX i サービスに係る契約につき1とします。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与又は付与するドコモUIMカード等を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者識別番号の登録等)

- 第30条 当社は、次の場合には、ドコモUIMカード等について契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。
- (1) 当社が定める方法により契約者がドコモeSIMカード又は内蔵型eSIM（以下「ドコモeSIMカード等」といいます。）への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求を行ったとき。
- (2) ドコモUIMカード等を貸与又は付与するとき。
- (3) その他ドコモUIMカード等の貸与又は付与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第10条（契約者識別番号）第3項、第21条（その他の提供条件）、第21条の5（契約者識別番号）第2項、第25条（契約者識別番号）第2項若しくは第3項又は第62条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

(ドコモUIMカード又はドコモeSIMカードの返還)

- 第31条 ドコモUIMカード又はドコモeSIMカードの貸与を受けている契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのドコモUIMカード又はドコモeSIMカードを当社が指定するX i サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- (1) そのX i サービスに係る契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。
- (2) その他ドコモUIMカード又はドコモeSIMカードを利用しなくなったとき。

第2節 (略)

第7章～第8章 (略)

第9章 通信
第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

- 第42条 通信には、次の種類があります。
- ただし、X i コピキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。

種 類	内 容
(略)	(略)
(略)	(略)

第5条 (略)

第3章～第5章 (略)

第6章 ドコモUIMカードの貸与等
第1節 ドコモUIMカードの貸与等

(ドコモUIMカード等の貸与)

- 第29条 当社は、契約者からの請求によりドコモUIMカード等を貸与します。この場合において、貸与するドコモUIMカード等の数は、1のX i サービスに係る契約につき1とします。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するドコモUIMカード等を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(契約者識別番号の登録等)

- 第30条 当社は、次の場合には、ドコモUIMカード等について契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。
- (1) 当社が定める方法により契約者がドコモeSIMカードへの契約者識別番号等の情報の登録に関する請求を行ったとき。
- (2) ドコモUIMカード等を貸与するとき。
- (3) その他ドコモUIMカード等の貸与を受けている契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第10条（契約者識別番号）第3項、第21条（その他の提供条件）、第21条の5（契約者識別番号）第2項、第25条（契約者識別番号）第2項若しくは第3項又は第62条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

(ドコモUIMカード等の返還)

- 第31条 ドコモUIMカード等の貸与を受けている契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのドコモUIMカード等を当社が指定するX i サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- (1) そのX i サービスに係る契約の解除があったとき（当社が別に定めるときを除きます。）。
- (2) その他ドコモUIMカード等を利用しなくなったとき。

第2節 (略)

第7章～第8章 (略)

第9章 通信
第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

- 第42条 通信には、次の種類があります。
- ただし、X i コピキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。

種 類	内 容
(略)	(略)
(略)	(略)

データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>1576Mb/s</u> 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) ～(3) (略)
(略)	(略)
(略)	(略)

2～5 (略)
(注1)～(注2) (略)

第 43 条～第 44 条 (略)

第 2 節～第 4 節 (略)

第 10 章～第 14 章 (略)

第 13 章 雑則

第 65 条～第 69 条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(2) (略)

(3) ドコモ U I M カード等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(4) 当社が貸与するドコモ U I M カード又はドコモ e S I M カードを善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5)～(16) (略)

2～4 (略)

5 契約者は、第 1 項の規定に違反して当社が貸与しているドコモ U I M カード又はドコモ e S I M カードを亡失し、き損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要の費用を支払っていただきます。

6 (略)

(注1)～(注2) (略)

第 71 条～第 80 条 (略)

第 14 章 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用	
(1) X i の基本使用	ア X i の基本使用料には、次の料金種別があります。

データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては 131.3Mb/s 以下、契約者回線への通信においては <u>1388Mb/s</u> 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) ～(3) (略)
(略)	(略)
(略)	(略)

2～5 (略)
(注1)～(注2) (略)

第 43 条～第 44 条 (略)

第 2 節～第 4 節 (略)

第 10 章～第 12 章 (略)

第 13 章 雑則

第 65 条～第 69 条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第 70 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(2) (略)

(3) ドコモ U I M カード等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。

(4) 当社が貸与するドコモ U I M カード等を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5)～(16) (略)

2～4 (略)

5 契約者は、第 1 項の規定に違反して当社が貸与しているドコモ U I M カード等を亡失し、き損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要の費用を支払っていただきます。

6 (略)

(注1)～(注2) (略)

第 71 条～第 80 条 (略)

第 14 章 (略)

料金表

通則 (略)

第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用	
----------	--

<p>料の適用</p>	<p>(ア)一般契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="347 103 1019 470"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">X i</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>限定利用プラン</td> <td>キッズケータイプラン 2</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) そのX i が、ケータイプラン 2 又は限定利用プランを選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</p> <p>ウ～ク(略)</p> <p>ケ データ専用プラン、ケータイプラン 2 若しくは限定利用プランからギガホ 2 若しくはギガライト 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はデータ専用プラン、ケータイプラン 2 若しくは限定利用プランに係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ 2 若しくはギガライト 2 に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガホ 2 又はギガライト 2 の選択があったものとみなして、2 (料金額) に規定する額を適用します。</p> <p>コ 限定利用プランからケータイプラン 2 へ基本使用料の料金種別を変更又は限定利用プランに係るX i 契約の解除と同時に新たにケータイプラン 2 に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してケータイプラン 2 の選択があったものとみなして、2 (料金額) に規定する額を適用します。</p> <p>サ F O M A サービス契約約款に規定するF O M A 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係るX i 契約を締結したときは、そのX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして、2 (料金額) に規定する額を適用します。</p> <p>シ F O M A サービス契約約款に規定するF O M A 契約の解除 (限定利用プランに限りません。)と同時に新たに限定利用プランに係るX i 契約を締結したときは、そのX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してX i の限定利用プランの選択があったものとみなして、2 (料金額) に規定する額を適用します。</p> <p>ス 1のX i において、ギガホ 2 若しくはギガライト 2 からデータ専用プランへ基本使用料の料金</p>	区 分	基本使用料の料金種別		X i	(略)	(略)	(略)	(略)	限定利用プラン	キッズケータイプラン 2	(略)	(略)	(略)		<p>(1) X i の基本使用料の適用</p>	<p>ア X i の基本使用料には、次の料金種別があります。</p> <p>(ア)一般契約に係るもの</p> <table border="1" data-bbox="1377 135 2049 446"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">X i</td> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) そのX i が、ケータイプラン 2 を選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めたとき。</p> <p>ウ～ク(略)</p> <p>ケ データ専用プラン若しくはケータイプラン 2 からギガホ 2 若しくはギガライト 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はデータ専用プラン若しくはケータイプラン 2 に係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ 2 若しくはギガライト 2 に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガホ 2 又はギガライト 2 の選択があったものとみなして、2 (料金額) に規定する額を適用します。</p> <p>コ F O M A サービス契約約款に規定するF O M A 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係るX i 契約を締結したときは、そのX i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして、2 (料金額) に規定する額を適用します。</p> <p>サ 1のX i において、ギガホ 2 若しくはギガライト 2 からデータ専用プランへ基本使用料の料金</p>	区 分	基本使用料の料金種別		X i	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区 分	基本使用料の料金種別																										
X i	(略)	(略)																									
		(略)																									
		(略)																									
	限定利用プラン	キッズケータイプラン 2																									
(略)	(略)	(略)																									
区 分	基本使用料の料金種別																										
X i	(略)	(略)																									
		(略)																									
		(略)																									
	(略)	(略)																									

	<p>種別を変更又はギガホ2若しくはギガライト2に係るX i 契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係るX i 契約を締結したことを当社が最初に確認したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月におけるギガホ2又はギガライト2に係る基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>セ 当社は、指定元X i について、その指定元X i に係る指定先X i が次のいずれかに該当することが判明したときは、当社がそのことを確認した日において、その指定元X i に係る基本使用料の料金種別をデータ専用プランからギガライト2へ変更します。</p> <p>(ア) 契約の解除があったとき</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がギガホ2若しくはギガライト2又は附則に規定するギガホ若しくはギガライト以外となったとき。</p> <p>(ウ) 電話番号保管があったとき</p> <p>ソ 当社は、X i 契約者から、基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結による総合利用プラン又はデータ専用プランの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（そのX i 契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出のあった日を含む暦月及びその前暦月（以下この欄において「当該暦月」といいます。）におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）について、当社が定める方法により、その総合利用プラン（データ専用プランを選択したときはギガライト2とします。）の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、その前暦月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>タ ソの規定によるほか、当社は、FOMA契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したX i 契約者から、そのX i 契約の締結及び総合利用プラン若しくはデータ専用プランの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、当該暦月におけるデータ通信モード及びパケット通信モード（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る通信について、当社が定める方法により、その総合利用プラン（データ専用プランを選択したときはギガライト2とします。）の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、その前暦月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>チ 当社は、ソ又はタに規定する申出があった場合において、そのX i がケ又はサの適用を受けるときは、その申出のあった日を含む暦月の前暦月におけるデータ通信モードに係る通信に限り、ソ又はタの規定を適用します。</p> <p>ツ X i 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるX i 契約の締結及び料金種別の変更の合計回数当社が別に定める回数を超えるとき、第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>テ 同一暦月内において、1の契約者回線にかかる基本使用料の割引の合計額が、その暦月において適用を受ける基本使用料の額を上回る場合は、その適用を受ける基本使用料の額を上限として、基本使用料の割引を適用するものとします。</p> <p>ト 当社は、同一暦月内において、X i 契約者から料金種別を変更の請求があったときは、その</p>		<p>種別を変更又はギガホ2若しくはギガライト2に係るX i 契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係るX i 契約を締結したことを当社が最初に確認したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む暦月におけるギガホ2又はギガライト2に係る基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>シ 当社は、指定元X i について、その指定元X i に係る指定先X i が次のいずれかに該当することが判明したときは、当社がそのことを確認した日において、その指定元X i に係る基本使用料の料金種別をデータ専用プランからギガライト2へ変更します。</p> <p>(ア) 契約の解除があったとき</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がギガホ2若しくはギガライト2又は附則に規定するギガホ若しくはギガライト以外となったとき。</p> <p>(ウ) 電話番号保管があったとき</p> <p>ス 当社は、X i 契約者から、基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結による総合利用プラン又はデータ専用プランの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（そのX i 契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出のあった日を含む暦月及びその前暦月（以下この欄において「当該暦月」といいます。）におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）について、当社が定める方法により、その総合利用プラン（データ専用プランを選択したときはギガライト2とします。）の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、その前暦月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>セ スの規定によるほか、当社は、FOMA契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したX i 契約者から、そのX i 契約の締結及び総合利用プラン若しくはデータ専用プランの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、当該暦月におけるデータ通信モード及びパケット通信モード（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る通信について、当社が定める方法により、その総合利用プラン（データ専用プランを選択したときはギガライト2とします。）の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、その前暦月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>ソ 当社は、ス又はセに規定する申出があった場合において、そのX i がケ又はコの適用を受けるときは、その申出のあった日を含む暦月の前暦月におけるデータ通信モードに係る通信に限り、ス又はセの規定を適用します。</p> <p>タ X i 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるX i 契約の締結及び料金種別の変更の合計回数当社が別に定める回数を超えるときは、第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>チ 同一暦月内において、1の契約者回線にかかる基本使用料の割引の合計額が、その暦月において適用を受ける基本使用料の額を上回る場合は、その適用を受ける基本使用料の額を上限として、基本使用料の割引を適用するものとします。</p> <p>ツ 当社は、同一暦月内において、X i 契約者から料金種別を変更の請求があったときは、その</p>
--	--	--	---

	<p>請求があった日を含む暦月の翌暦月から適用する場合があります。</p> <p>ナ 限定利用プランの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者（満13歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。）のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。</p> <p>ニ 契約者は、限定利用プランの選択の申出を行うときは、1の利用者を指定し、第74条の2（利用者登録）に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>ヌ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、限定利用プランを提供します。</p> <p>(1) 料金表第1（基本使用料）の1（適用）の(3)に規定する複数回線複合割引に係る割引選択回線であるとき。</p> <p>(2) その登録利用者が既に他のX i（限定利用プランに係るものに限ります。）に係る登録利用者でないとき。</p> <p>(3) ナの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p>	
(1)の2 (略)	(略)	
(2) 身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用	<p>ア 身体障がい者等割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和48年厚生省衛発242号）に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書（以下特定疾患患者証明書といいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）が当社と締結している一般契約のX i（基本使用料の料金種別が限定利用プランであるものを除きます。）又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている一般契約のX i（基本使用料の料金種別が限定利用プランであるものを除きます。）の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 総合利用プランに係るもの</p> <p>(表) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(表) (略)</p> <p>イ～ケ (略)</p>	
(3)～(7) (略)	(略)	
2 料金額		
2-1 X iに係るもの		

	<p>請求があった日を含む暦月の翌暦月から適用する場合があります。</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p>	
(1)の2 (略)	(略)	
(2) 身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用	<p>ア 身体障がい者等割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和48年厚生省衛発242号）に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書（以下特定疾患患者証明書といいます。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）が当社と締結している一般契約のX i又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている一般契約のX iの基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (イ) 以外のもの</p> <p>(表) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(表) (略)</p> <p>イ～ケ (略)</p>	
(3)～(7) (略)	(略)	
2 料金額		
2-1 X iに係るもの		

1 契約ごとに

区 分		データ量ステップ				料金額 (月額)
						次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		限定利用プラン	キッズケータイプラン2	二		500円 (550円)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用			
(1) 通信の条件	ア～オ (略)		
<p>カ 当社は、X i 又は X i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信の1料金月における累計の課金対象データ量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）が、次表に規定する定額上限データ量（(7)の規定により、当該料金月における定額上限データ量に増加データ量及び繰越データ量の加算があったときは、その増加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。以下この欄において同じとします。）を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、そのX i 又はX i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、そのX i 又はX i ユビキタスの基本使用料の料金種別に応じて、次表のとおり、1M通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「1M通信」といいます。）又は128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「128k通信」といいます。）を適用します。この場合において、この取扱い（以下「速度制限」といいます。）の適用を受けているX i 又はX i ユビキタスから行ったデータ通信モードによる通信に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p>			
	基本使用料の料金種別	定額上限データ量	定額上限データ量超過後の取扱い
X i	ギガホ2	30GB	1M通信
	ギガライト2	7GB	128k通信

1 契約ごとに

区 分		データ量ステップ				料金額 (月額)
						次の税抜額 (かっこ内は税込額)
X i	一般契約に係るもの	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第2 (略)

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用			
(2) 通信の条件	ア～オ (略)		
<p>カ 当社は、X i 又はX i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信の1料金月における累計の課金対象データ量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）が、次表に規定する定額上限データ量（(7)の規定により、当該料金月における定額上限データ量に増加データ量及び繰越データ量の加算があったときは、その増加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。以下この欄において同じとします。）を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、そのX i 又はX i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、そのX i 又はX i ユビキタスの基本使用料の料金種別に応じて、次表のとおり、1M通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「1M通信」といいます。）又は128k通信モードによる通信とする取扱い（以下この欄において「128k通信」といいます。）を適用します。この場合において、この取扱い（以下「速度制限」といいます。）の適用を受けているX i 又はX i ユビキタスから行ったデータ通信モードによる通信に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p>			
	基本使用料の料金種別	定額上限データ量	定額上限データ量超過後の取扱い
X i	ギガホ2	30GB	1M通信
	ギガライト2	7GB	128k通信

	ケータイプラン2	100MB	128 k 通信
	キッズケータイプラン2	上限データ量なし	—
X i ユビ キタス	I o TプランHS	3GB	128 k 通信
	L T Eトランシーバダブル	約244.1MB	128 k 通信

キ〜ク (略)

ケ データ専用プラン、ケータイプラン2 若しくは限定利用プランからギガホ2 若しくはギガライト2 へ基本使用料の料金種別を変更又はデータ専用プラン、ケータイプラン2 若しくは限定利用プランに係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ2 若しくはギガライト2 に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガホ2 又はギガライト2 の選択があったものとみなして、カ及びキの規定を適用します。この場合において、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結があった日を含む料金月においてデータ専用プランを選択していた間におけるその指定元X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信については、キの規定にかかわらず、その指定元X i に係る指定先X i に関する課金対象データ量の測定から除外します。

コ 限定利用プランからケータイプラン2 へ基本使用料の料金種別を変更又は限定利用プランに係るX i 契約の解除と同時に新たにケータイプラン2 に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してケータイプラン2 の選択があったものとみなして、カ及びキの規定を適用します。

サ 1のX i において、ギガホ2 若しくはギガライト2 からデータ専用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はギガホ2 若しくはギガライト2 に係るX i 契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係るX i 契約を締結したことを当社が最初に確認したときは、その確認をした日を含む料金月においてギガホ2 又はギガライト2 を選択していた間におけるそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信に係る課金対象データについて、第47条の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

シ F O M A サービス契約約款に規定するF O M A 契約の解除と同時に総合利用プラン又は限定利用プランに係るX i 契約の締結があったときは、そのX i の契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i 契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続して総合利用プラン又は限定利用プランの選択があったものとみなして、カ及びキの規定を適用します。

ス X i サービスの契約者回線と当社が提供するF O M A サービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線との間の通信は、当社が別に定める場合を除き、通話モードに限り行うことができます。ただし、この約款、F O M A サービス契約約款又はワイドスター通信サービス契約約款の規定により通信を行うことができないときは、この限りではありません。

セ ショートメッセージ通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。

ソ セの規定によるほか、第40条（利用中止）の規定により利用の中止があったときは、既に蓄

	ケータイプラン2	100MB	128 k 通信
X i ユビ キタス	I o TプランHS	3GB	128 k 通信
	L T Eトランシーバダブル	約244.1MB	128 k 通信

キ〜ク (略)

ケ データ専用プラン若しくはケータイプラン2 からギガホ2 若しくはギガライト2 へ基本使用料の料金種別を変更又はデータ専用プラン若しくはケータイプラン2 に係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ2 若しくはギガライト2 に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガホ2 又はギガライト2 の選択があったものとみなして、カ及びキの規定を適用します。この場合において、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結があった日を含む料金月においてデータ専用プランを選択していた間におけるその指定元X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信については、キの規定にかかわらず、その指定元X i に係る指定先X i に関する課金対象データ量の測定から除外します。

コ 1のX i において、ギガホ2 若しくはギガライト2 からデータ専用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はギガホ2 若しくはギガライト2 に係るX i 契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係るX i 契約を締結したことを当社が最初に確認したときは、その確認をした日を含む料金月においてギガホ2 又はギガライト2 を選択していた間におけるそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信に係る課金対象データについて、第47条の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。

サ F O M A サービス契約約款に規定するF O M A 契約の解除と同時に総合利用プランに係るX i 契約の締結があったときは、そのX i の契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i 契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして、カ及びキの規定を適用します。

シ X i サービスの契約者回線と当社が提供するF O M A サービス若しくはワイドスター通信サービスの契約者回線との間の通信は、当社が別に定める場合を除き、通話モードに限り行うことができます。ただし、この約款、F O M A サービス契約約款又はワイドスター通信サービス契約約款の規定により通信を行うことができないときは、この限りではありません。

ス ショートメッセージ通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。

セ スの規定によるほか、第40条（利用中止）の規定により利用の中止があったときは、既に蓄

	<p>積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。</p> <p>タ 契約者回線から送信できるショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数は、当社が定める数以内とします。</p> <p>チ 契約者は、当社が別に定める方法により、指定したショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの蓄積を行わないようにすることができます。</p> <p>ツ 契約者は、当社が別に定める外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間でショートメッセージ通信モードにより通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社以外の電気通信事業者の電気通信設備に関する通信の品質を保証しません。</p> <p>テ ツに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>ト ショートメッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は別に定めるところによります。</p> <p>ナ X i 及び X i ユビキタスの契約者回線と X i 特定接続及び F O M A 特定接続（ F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る 1 の協定事業者の相互接続点との間の通信は、行うことができません。</p> <p>ニ 1 M通信は、速度制限の適用を受けている場合に限り、行うことができます。</p> <p>ヌ 128k通信は、X i ユビキタスに係るものである場合又は速度制限の適用を受けている場合に限り、行うことができます。</p> <p>ネ 基本使用料の料金種別が I o T プランの X i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信は、128k通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>ノ 基本使用料の料金種別が L P W A プラン等の契約者回線との間の通信は、別表 2（付加機能）に規定する mopera U 機能又はビジネス mopera インターネット機能に係る接続点との間の通信に限り行うことができます。</p> <p>（注）ツに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>			<p>積されている文字メッセージが消去されることがあります。この場合において、消去された文字メッセージを復元することはできません。</p> <p>ソ 契約者回線から送信できるショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの数は、当社が定める数以内とします。</p> <p>タ 契約者は、当社が別に定める方法により、指定したショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの蓄積を行わないようにすることができます。</p> <p>チ 契約者は、当社が別に定める外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間でショートメッセージ通信モードにより通信を行うことができます。この場合において、当社は、当社以外の電気通信事業者の電気通信設備に関する通信の品質を保証しません。</p> <p>ツ チに規定するショートメッセージ通信モードに係る通信については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>テ ショートメッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は別に定めるところによります。</p> <p>ト X i 及び X i ユビキタスの契約者回線と X i 特定接続及び F O M A 特定接続（ F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る 1 の協定事業者の相互接続点との間の通信は、行うことができません。</p> <p>ナ 1 M通信は、速度制限の適用を受けている場合に限り、行うことができます。</p> <p>ニ 128k通信は、X i ユビキタスに係るものである場合又は速度制限の適用を受けている場合に限り、行うことができます。</p> <p>ヌ 基本使用料の料金種別が I o T プランの X i ユビキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信は、128k通信モードによる通信に限り行うことができます。</p> <p>ネ 基本使用料の料金種別が L P W A プラン等の契約者回線との間の通信は、別表 2（付加機能）に規定する mopera U 機能又はビジネス mopera インターネット機能に係る接続点との間の通信に限り行うことができます。</p> <p>（注）チに規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>	
(2)～(5) (略)	(略)		(2)～(5) (略)	(略)	
(6) 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードに係る通信料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ ケータイプラン 2 若しくは限定利用プランからギガホ 2 若しくはギガライト 2へ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプラン 2 若しくは限定利用プランに係る X i 契約の解除と同時に新たにギガホ 2 若しくはギガライト 2 に係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月の通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続してギガホ 2 又はギガライト 2 の選択があったものとみなして、アの規定を適用します。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 限定利用プランからケータイプラン 2へ基本使用料の料金種別を変更又は限定利用プランに係る X i 契約の解除と同時に新たにケータイプラン 2 に係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月の通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続してケータイプラン 2 の選択があっ</p>		(6) 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードに係る通信料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ ケータイプラン 2 からギガホ 2 若しくはギガライト 2へ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプラン 2 に係る X i 契約の解除と同時に新たにギガホ 2 若しくはギガライト 2 に係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月の通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続してギガホ 2 又はギガライト 2 の選択があったものとみなして、アの規定を適用します。</p> <p>ウ (略)</p>	

	たものとみなして、アの規定を適用します。 オ 総合利用プランであるX i が、第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのX i の契約者回線からの64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信であって、当該料金月の末日までに終了したものに限り。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。）については、2（料金額）の2-1の規定により算定した額を適用します。
(6)の2～(12) (略)	(略)
(13) 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用	ア～ウ (略) エ 本割引を選択するときは、あらかじめ1の割引回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申出が新たに割引回線群を構成する申出であるときは、その割引代表回線（割引回線群を代表する1のX i（基本使用料の料金種別が限定利用プランである場合を除きます。）又はF O M A（基本使用料の料金種別が限定利用プランである場合を除きます。）をいいます。以下この欄において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。 オ～ス (略) (注) (略)
(14)～(24) (略)	(略)

第4 (略)

第5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用											
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ カード発行手数料</td> <td>ドコモU I Mカード又はドコモe S I Mカードの貸与又は付与に関する請求（ア欄若しくはキ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ウ S I M情報再発行手数料</td> <td>ドコモe S I Mカード等への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社が定める方法により請求する場合に限り。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>エ～ケ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	ア (略)	(略)	イ カード発行手数料	ドコモU I Mカード又はドコモe S I Mカードの貸与又は付与に関する請求（ア欄若しくはキ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ウ S I M情報再発行手数料	ドコモe S I Mカード等への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社が定める方法により請求する場合に限り。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	エ～ケ (略)	(略)
	料金種別	内 容									
	ア (略)	(略)									
	イ カード発行手数料	ドコモU I Mカード又はドコモe S I Mカードの貸与又は付与に関する請求（ア欄若しくはキ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金									
ウ S I M情報再発行手数料	ドコモe S I Mカード等への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社が定める方法により請求する場合に限り。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
エ～ケ (略)	(略)										
(2)～(8) (略)	(略)										

2 (略)

	エ 総合利用プランであるX i が、第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのX i の契約者回線からの64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信であって、当該料金月の末日までに終了したものに限り。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。）については、2（料金額）の2-1の規定により算定した額を適用します。
(6)の2～(12) (略)	(略)
(13) 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用	ア～ウ (略) エ 本割引を選択するときは、あらかじめ1の割引回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申出が新たに割引回線群を構成する申出であるときは、その割引代表回線（割引回線群を代表する1のX i 又はF O M Aをいいます。以下この欄において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。 オ～ス (略) (注) (略)
(14)～(24) (略)	(略)

第4 (略)

第5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用											
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ カード発行手数料</td> <td>ドコモU I Mカード等の貸与に関する請求（ア欄若しくはキ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ウ S I M情報再発行手数料</td> <td>ドコモe S I Mカード等への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社が定める方法により請求する場合に限り。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>エ～ケ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	ア (略)	(略)	イ カード発行手数料	ドコモU I Mカード等の貸与に関する請求（ア欄若しくはキ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ウ S I M情報再発行手数料	ドコモe S I Mカード等への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社が定める方法により請求する場合に限り。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	エ～ケ (略)	(略)
	料金種別	内 容									
	ア (略)	(略)									
	イ カード発行手数料	ドコモU I Mカード等の貸与に関する請求（ア欄若しくはキ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金									
ウ S I M情報再発行手数料	ドコモe S I Mカード等への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求（当社が定める方法により請求する場合に限り。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金										
エ～ケ (略)	(略)										
(2)～(8) (略)	(略)										

2 (略)

第6～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1 (略)	(略)
2 moperaU 機能 (1)～(5) (略)	(1) X i (限定利用プランに係るものを除きます。)及びX i コピキタス (当社が別に定めるものに限り提供します。 (2)～(32) (注1)～(注2) (略)
3 (略)	
4 ビジネス mopera インターネット機能 (1)～(2) (略)	(1) X i (限定利用プランに係るものを除きます。)及びX i コピキタス (当社が別に定めるものに限り提供します。 (2)～(10) (注1)～(注2) (略)
5 (略)	(略)
6 位置情報受信機能 (1) 契約者からの求めに応じて、X i サービスの位置情報通知機能により送出された位置情報又はFOMAサービスの位置情報通知機能により送出された位置情報 (FOMAサービスの契約者回線に接続された端末設備の所在に係る経度及び緯度等の情報をいいます。)を蓄積し受信できる機能をいいます。 (2) この機能を利用している契約者(タイプ1を選択している者に限ります。)は、移動みまもり検索機能 (この機能を利用して位置情報蓄積した時刻から起算して20分間の間、連続して自動的に位置情報を蓄積し、受信できる機能を利用することができます。)	(1)～(6) (略) (7) この機能を利用して位置情報の送出を求め、その求めに応じて送出された位置情報を蓄積した場合は、料金表第1表第2 (付加機能使用料) に規定する位置情報受信機能に係る1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料及び要求先回線に係る位置情報通知機能に関する付加機能使用料の支払いを要します。 <u>ただし、移動みまもり検索機能を利用して位置情報を蓄積した場合は、位置情報を蓄積した回数にかかわらず、1位置情報蓄積における付加機能使用料及び要求先回線に係る位置情報通知機能に関する付加機能使用料の支払いを要します。</u> (8)～(15) (略) (16) 契約者は、当社の定める方法により、インターネットホームページから、タイプ1 (移動みまもり検索機能を除きます。)を利用することができます。 (17) 移動みまもり検索機能を利用して、最初に位置情報送 出した場合において、位置情報の蓄積がされなかったときは、位

第6～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1 (略)	(略)
2 moperaU 機能 (1)～(5) (略)	(1) X i 及びX i コピキタス (当社が別に定めるものに限り提供します。 (2)～(32) (注1)～(注2) (略)
3 (略)	
4 ビジネス mopera インターネット機能 (1)～(2) (略)	(1) X i 及びX i コピキタス (当社が別に定めるものに限り提供します。 (2)～(10) (注1)～(注2) (略)
5 (略)	(略)
6 位置情報受信機能 契約者からの求めに応じて、X i サービスの位置情報通知機能により送出された位置情報又はFOMAサービスの位置情報通知機能により送出された位置情報 (FOMAサービスの契約者回線に接続された端末設備の所在に係る経度及び緯度等の情報をいいます。)を蓄積し受信できる機能をいいます。	(1)～(6) (略) (7) この機能を利用して位置情報の送出を求め、その求めに応じて送出された位置情報を蓄積した場合は、料金表第1表第2 (付加機能使用料) に規定する位置情報受信機能に係る1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料及び要求先回線に係る位置情報通知機能に関する付加機能使用料の支払いを要します。 (8)～(15) (略) (16) 契約者は、当社の定める方法により、インターネットホームページから、タイプ1を利用することができます。

	<p>置情報送の求めを中止します。</p> <p>(18) タイプ2を利用した位置情報の送の求めは、1日間において、当社が別に定める回数に限り行うことができます。</p> <p>(19) 位置情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (7)、(11)、(18)及び(19)の当社が別に定めるところは、「イマドコサーチご利用規約」若しくは「イマドコかんたんサーチご利用規約」及び「イマドコかんたんサーチ&イマドコサーチサービスガイド」に定めるところによります。</p>
7 (略)	(略)
8 spモード機能 (1)~(9)	<p>(1) X i (限定利用プランに係るものを除きます。)及びX i ユビキタス(当社が別に定めるものに限るものとし、L P W A プラン等に係るものを除きます。)に限り提供します。</p> <p>(2)~(54) (略)</p> <p>(注1)~(注3) (略)</p>
9~19 (略)	(略)
20 番号変換機能(X i オフィスリンク) (1)~(4) (略)	<p>(1) X i (限定利用プランに係るものを除きます。)に限り提供します。</p> <p>(2)~(11) (略)</p>
21~29 (略)	(略)
30 遠隔管理機能(あんしんマネージャー) (1)~(2) (略)	<p>(1) X i (限定利用プランに係るものを除きます。)及びX i ユビキタスに限り提供します。</p> <p>(2)~(20) (略)</p> <p>(注) (略)</p>
31~33 (略)	(略)

別表3~9 (略)

附 則(令和2年1月14日経企第2552号)

(実施期日)

この改正規定は、令和2年1月17日から実施します。

ただし、この改正規定中、通信の種類等に関する部分については令和2年1月20日から実施します。

	<p>(17) タイプ2を利用した位置情報の送の求めは、1日間において、当社が別に定める回数に限り行うことができます。</p> <p>(18) 位置情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (11)、(17)及び(18)の当社が別に定めるところは、「イマドコサーチご利用規約」若しくは「イマドコかんたんサーチご利用規約」及び「イマドコかんたんサーチ&イマドコサーチサービスガイド」に定めるところによります。</p>
7 (略)	(略)
8 spモード機能 (1)~(9)	<p>(1) X i 及びX i ユビキタス(当社が別に定めるものに限るものとし、L P W A プラン等に係るものを除きます。)に限り提供します。</p> <p>(2)~(54) (略)</p> <p>(注1)~(注3) (略)</p>
9~19 (略)	(略)
20 番号変換機能(X i オフィスリンク) (1)~(4) (略)	<p>(1) X i に限り提供します。</p> <p>(2)~(11) (略)</p>
21~29 (略)	(略)
30 遠隔管理機能(あんしんマネージャー) (1)~(2) (略)	<p>(1) X i 及びX i ユビキタスに限り提供します。</p> <p>(2)~(20) (略)</p> <p>(注) (略)</p>
31~33 (略)	(略)

別表3~9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">(1) F O M A の基本使用料の適用</td> <td> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。</p> <p>セ <u>限定利用プランに係る X i 契約の解除と同時に限定利用プランに係る F O M A サービス契約を締結したときは、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。</u></p> <p>ソ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における F O M A 契約の締結及び基本使用料の料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>タ 限定利用プランの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者 (満 13 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。) のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。</p> <p>チ 契約者は、限定利用プランの選択の申出を行うときは、1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>ツ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、限定利用プランを提供します。</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 子の規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>(注) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(1) の 2 ～(8) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	基本使用料の適用		(1) F O M A の基本使用料の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。</p> <p>セ <u>限定利用プランに係る X i 契約の解除と同時に限定利用プランに係る F O M A サービス契約を締結したときは、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。</u></p> <p>ソ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における F O M A 契約の締結及び基本使用料の料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>タ 限定利用プランの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者 (満 13 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。) のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。</p> <p>チ 契約者は、限定利用プランの選択の申出を行うときは、1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>ツ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、限定利用プランを提供します。</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 子の規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>(注) (略)</p>	(1) の 2 ～(8) (略)	(略)	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1 基本使用料</p> <p>1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">(1) F O M A の基本使用料の適用</td> <td> <p>ア～シ (略)</p> <p>ス F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。</p> <p>セ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における F O M A 契約の締結及び基本使用料の料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ソ 限定利用プランの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者 (満 13 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。) のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。</p> <p>タ 契約者は、限定利用プランの選択の申出を行うときは、1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>チ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、限定利用プランを提供します。</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) タの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>(注) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(1) の 2 ～(8) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	基本使用料の適用		(1) F O M A の基本使用料の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。</p> <p>セ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における F O M A 契約の締結及び基本使用料の料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ソ 限定利用プランの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者 (満 13 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。) のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。</p> <p>タ 契約者は、限定利用プランの選択の申出を行うときは、1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>チ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、限定利用プランを提供します。</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) タの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>(注) (略)</p>	(1) の 2 ～(8) (略)	(略)
基本使用料の適用													
(1) F O M A の基本使用料の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。</p> <p>セ <u>限定利用プランに係る X i 契約の解除と同時に限定利用プランに係る F O M A サービス契約を締結したときは、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。</u></p> <p>ソ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における F O M A 契約の締結及び基本使用料の料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>タ 限定利用プランの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者 (満 13 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。) のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。</p> <p>チ 契約者は、限定利用プランの選択の申出を行うときは、1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>ツ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、限定利用プランを提供します。</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) 子の規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>(注) (略)</p>												
(1) の 2 ～(8) (略)	(略)												
基本使用料の適用													
(1) F O M A の基本使用料の適用	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してその総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。</p> <p>セ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月における F O M A 契約の締結及び基本使用料の料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5 (手続きに関する料金) に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ソ 限定利用プランの選択に係る申出を行うことができる者は、利用者 (満 13 歳に満たない者に限ります。以下この欄において同じとします。) のために申出を行う契約者であって、その利用者との関係が親子その他当社が定める基準に適合する者に限り行うことができます。</p> <p>タ 契約者は、限定利用プランの選択の申出を行うときは、1 の利用者を指定し、第 88 条の 4 に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>チ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、限定利用プランを提供します。</p> <p>(1) ～(2) (略)</p> <p>(3) タの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>(注) (略)</p>												
(1) の 2 ～(8) (略)	(略)												

第2～第7（略）

第2表～第7表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～19（略）	（略）
20 位置情報受信機能 (1) 契約者からの求めに応じて、F O M Aサービスの位置情報通知機能により送出された位置情報又はX iサービスの位置情報通知機能により送出された位置情報（X iサービスの契約者回線に接続された端末設備の所在に係る経度及び緯度等の情報をいいます。）を蓄積し受信できる機能をいいます。 (2) この機能を利用している契約者(タイプ1を選択している者に限ります。)は、移動みまもり検索機能（この機能を利用して位置情報蓄積した時刻から起算して20分間の間、連続して自動的に位置情報を蓄積し、受信できる機能をいいます。）を利用することができます。	(1)～(6)（略） (7) この機能を利用して位置情報の送出を求め、その求めに応じて送出された位置情報を蓄積した場合は、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する位置情報受信機能に係る1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料及び要求先回線に係る位置情報通知機能に関する付加機能使用料の支払いを要します。 ただし、移動みまもり検索機能を利用して位置情報を蓄積した場合は、位置情報を蓄積した回数にかかわらず、1位置情報蓄積における付加機能使用料及び要求先回線に係る位置情報通知機能に関する付加機能使用料の支払いを要します。 (8)～(15)（略） (16) 契約者は、当社の定める方法により、インターネットホームページから、タイプ1（移動みまもり検索機能を除きます。）を利用することができます。 (17) 移動みまもり検索機能を利用して、最初に位置情報送出した場合において、位置情報の蓄積がされなかったときは、位置情報送出の求めを中止します。 (18) タイプ2を利用した位置情報の送出の求めは、1日間において、当社が別に定める回数に限り行うことができます。 (19) 位置情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) (7)、(11)、(18)及び(19)の当社が別に定めるところ及び(12)の当社が別に定める場合は、「イマドコサーチご利用規約」若しくは「イマドコかんたんサーチご利用規約」及び「イマドコかんたんサーチ&イマドコサーチサービスガイド」に定めるところによります。
21～45（略）	（略）

第2～第7（略）

第2表～第7表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～19（略）	（略）
20 位置情報受信機能 契約者からの求めに応じて、F O M Aサービスの位置情報通知機能により送出された位置情報又はX iサービスの位置情報通知機能により送出された位置情報（X iサービスの契約者回線に接続された端末設備の所在に係る経度及び緯度等の情報をいいます。）を蓄積し受信できる機能をいいます。 (8)～(15)（略） (16) 契約者は、当社の定める方法により、インターネットホームページから、タイプ1を利用することができます。 (17) タイプ2を利用した位置情報の送出の求めは、1日間において、当社が別に定める回数に限り行うことができます。 (18) 位置情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) (11)、(17)及び(18)の当社が別に定めるところ及び(12)の当社が別に定める場合は、「イマドコサーチご利用規約」若しくは「イマドコかんたんサーチご利用規約」及び「イマドコかんたんサーチ&イマドコサーチサービスガイド」に定めるところによります。	(1)～(6)（略） (7) この機能を利用して位置情報の送出を求め、その求めに応じて送出された位置情報を蓄積した場合は、料金表第1表第2（付加機能使用料）に規定する位置情報受信機能に係る1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料及び要求先回線に係る位置情報通知機能に関する付加機能使用料の支払いを要します。 (8)～(15)（略） (16) 契約者は、当社の定める方法により、インターネットホームページから、タイプ1を利用することができます。 (17) タイプ2を利用した位置情報の送出の求めは、1日間において、当社が別に定める回数に限り行うことができます。 (18) 位置情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。 (注) (11)、(17)及び(18)の当社が別に定めるところ及び(12)の当社が別に定める場合は、「イマドコサーチご利用規約」若しくは「イマドコかんたんサーチご利用規約」及び「イマドコかんたんサーチ&イマドコサーチサービスガイド」に定めるところによります。
21～45（略）	（略）

附 則（令和2年1月14日経企第2552号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年1月17日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(キッズケータイプラスの適用などに関する経過措置)

3 経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する附則第 4 項を次のように改めます。

(1) 第 4 項ソの次にタを加えます。

タ F O M A キッズケータイプラスに係る F O M A 契約の解除と同時に限定利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

(キッズケータイプランの適用などに関する経過措置)

4 経企第 1635 号（令和元年 9 月 27 日）に規定する附則第 3 項を次のように改めます。

(1) 第 1 号カの次にキを加えます。

キ キッズケータイプランに係る F O M A 契約の解除と同時に新たに限定利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。